

平成 25 年 第 183 回国会
2013 年 5 月 23 日 (木) 午前 9 時～
衆議院消費者問題に関する特別委員会
衆議院第 1 2 委員室
食品表示法案 (内閣提出第 44 号) / 参考人

食品表示法案を検討するに当たって考慮すべき事項

日本生活協同組合連合会
品質保証本部/安全政策推進室
鬼武一夫

はじめに

生協は、正式には「消費生活協同組合」といい、農協や漁協と同じく協同組合のひとつです。日本生協連は生協の全国連合会で、1951 年 3 月に設立され、現在約 600 の生協が加入し、会員生協の組合員総数は約 2600 万人、総事業高約 3.3 兆円です。日本生協連はコープ商品の開発・会員生協への供給事業、会員生協の事業・活動のサポートなどを行うとともに、中央会的役割として、生協への理解を広げ、社会制度の充実に向けた政策提言などを行っています。

協同組合は人と人との結びつきによる非営利組織で、世界の協同組合は 93 カ国に広がり、現在、約 10 億人の組合員が加入する組織です。2012 年は国連が「国際協同組合年」を定めた年であり、協同組合の社会経済開発、世界の食料安全保障や金融危機への取り組みに期待し、その活動を広めることを目指してさまざまな取り組みが行われました。

世界の協同組合がつくる国際組織 ICA (国際協同組合同盟) のメンバーである「生活協同組合」はこれまで、食品の品質・安全性にかかわる課題についても世界の生協、特にヨーロッパの生協との交流を通じて取り組んできました。とりわけ、消費者の関心の高いテーマのひとつである食品表示に関しては消費者に特化した組織であることに加え、グローバルな視点から重点的に議論を行ってきました。また、日本生協連は、ICA が 1995 年にコーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission) からオブザーバーの地位を与えられて以降、ICA のメンバーとしてコーデックス委員会/食品表示部会の会議を含め様々な会議に参加してきました。

今回、EU における食品表示 (2014 年 12 月に栄養表示の義務化が適用される) に関する法律の状況およびコーデックス委員会が採択している食品表示に関する規格を参照し、日本における食品表示法案についていくつかの提言を行いたいと思います。

1. リスクアナリシス（リスク分析）の枠組みにおいて、リスクアセスメント（リスク評価）機関である食品安全委員会の役割を明示すべきである。

【第4条第2項】

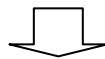
食品を摂取する際の安全性の確保において表示が重要な役割を果たすためには、安全性に関連する表示項目に関して科学的な評価がなされるべきである。このことから食品安全委員会との関係を明示すべきであると考え（例えば、食品中のアレルギーを誘発するおそれのある物質や公衆衛生に影響を及ぼす可能性のある特定の栄養成分など）。

現在のわが国における食品安全を確保する上においては予めリスクを把握し（リスクアセスメント）、食品を消費するまでの適切な措置を講ずる（リスクマネジメント）べきであると考えられており、このような考えは現在の国際的な共通認識となっている。

表示はリスクマネジメント措置として重要な役割を果たしており、リスクマネジメント措置のベースは科学的なリスクアセスメントである。このリスクアセスメントを担っているのが、食品安全委員会であるからである。

第4条第2項は以下のように修正すべきであると考え。

「内閣総理大臣は、前項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聞かなければならない。」



「内閣総理大臣は、前項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会、また食品の安全性に関する表示の基準の場合には食品安全委員会の意見を聞かなければならない。」

2. 食品の安全性に関連する項目としては、「アレルギー」を挿入すべきと考える。

【第4条第1項第1号（食品表示基準の策定等）】

食品の安全性に関連する項目としては、アレルギーを誘発する物質が、国内的にも、国際的にも注目されている。EUのように、これを明示すべきであると考え。即ち、**第4条第1項第1号**に「アレルギー」を挿入すべきであると考え（**第4条第1項第1号**の修正が必要である）。

3. 消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。（第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ））は、修正されるべきであり、さらに、消費期限は日付表示（date marking）に置き換えるべきと考える。

【第 4 条第 1 項第 1 号（食品表示基準の策定等）】

食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令において、消費期限とは「定められた方法により、保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる起源を示す年月日をいう。」と定義されている。食品表示法案第 4 条第 1 項第 1 号における消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ。）は、食品衛生法施行規則の定義と異なっているが、本法案第 4 条の定義はどのような検討に基づいて策定されているのか。また、両者の定義は、今後どのように使い分けるのか。‘判断’という言葉は、恣意的な、また個人によって大きく変わり得る基準に基づく言葉であるため、ここでは、安全性の‘決定’に資する期限と適当に置き換えられるべきである。なお、国際的には、消費期限は‘use by’ date である。

しかし、ここでは、消費期限ではなく、日付表示（date marking）とすべきであろう。なぜなら、現在、日付表示（date marking）には「消費期限」、「賞味期限」および酒税法に関連する酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 6 項（酒類の表示の基準）において「製造年月（製造時期）」が存在することを表示基準において明示することが適切であろうと考える。

* 日付表示（date marking）は消費期限、賞味期限、製造年月などを指すもの。

第 4 条第 1 項第 1 号は、以下のように修正すべきであると考ええる。

「名称、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分…に表示されるべき事項」



「名称、保存の方法、日付表示、原材料、添加物、栄養成分…に表示されるべき事項」

4. 食品衛生法第 24 条において規定されている食品衛生監視指導計画のような、計画とそれに基づく日常的な検査・監視が、食品表示においてもきわめて重要である。

【第 8 条（立入検査等）】

現行、食品衛生法第 28 条において立入検査等が規定されており、加えて第 24 条において、食品衛生監視指導計画が規定されている。これに基づき、都道府県等は、立入検査とは別に、日常的に食品の安全性を確保するための検査を行っている。

また、同様の規定が食品表示法案第 8 条において、「内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは…に立ち入り、…と収去させることができる。」と記述されている。ここで、「必要があると認める」との根拠には、様々な事実等が存在すると思われるが、とりわけ栄養表示の表示値に関して「必要があると認める」場合は化学分析に基づく科学的 (scientific) な根拠が必要になると考える。このためには、食品衛生法の第 24 条において規定されている食品衛生監視指導計画のような、計画とそれに基づく日常的な検査・監視が、食品表示においてもきわめて重要である。

5. 適格消費者団体が食品関連事業者に差止請求を認める場合には、「食品表示基準に違反」の立証を義務付けているが、適格消費者団体自身による立証は可能であるか。

【第 11 条（適格消費者団体の差止請求権）】

第 11 条（適格消費者団体の差止請求権）に関して「…適格消費者団体は、…食品表示基準に違反し、販売のように供する食品の…請求することができる。」とある。しかし、適格消費者団体に差止請求を認める場合には、「食品表示基準に違反」の立証が義務付けられることとなり、適格消費者団体によって可能になるのであろうか。

なお、第 8 条（立入検査等）においては「内閣総理大臣が…必要があると認めるときは…」が適用され、「食品表示基準に違反」が実証されることが前提ではない。

6. 栄養表示基準の一部改正（案）について

但し書きを記載することで正確でない値を表示してもよい（誤った情報を伝えても良い）ことを正式に認め、消費者を混乱させ、かつ誤認させることになる。

栄養表示が非感染疾患の予防の観点から正確な値が必要とされる表示であることに照らしても、今回の改正案は国際的に見ても、きわめて稀有な、問題となる規定である。

【第 4 条第 1 項（食品表示基準の策定等）】

第 4 条第 1 項の「…食品に関する表示の基準を定めなければならない。」に関連し、現在、栄養表示基準の一部改正（案）について意見募集が行われている。改正（案）には、「表示された値が、…に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す記載をすること。」という規定がある。これは正確でない値を表示してもよい（誤った情報を伝えても良い）ことを正式に認め、消費者を混乱かつ誤認させることになる。このような規定は、第 1 条の「食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関して重要な役割を果たしていること」に反する規定となるため問題であると考えられる。また国際的に見ても、きわめて稀有な、問題となる規定である。（下記参考資料 2. コーデックス委員会の栄養表示に関するガイドラインを参照）

【参考資料】

EUは、食品表示に関する法律と食品の栄養表示に関する法律を結合させ、栄養表示を含め、いくつかの新たな表示項目をした法律を採択し、2014年に適用する予定となっている。一方、日本においては、食品表示に係る法律の一元化検討作業の中で、栄養表示の義務付けが決定されたところであり、両者においては共通する事項が存在する。本法案が適正に理解され、適用されるためには、EUの状況を勘案し、いくつかの更なる事項が検討されるべきであると考えられる。

1. EUにおける食品表示に関する法律の状況

1.1 現行の法律

わが国と同様に、EUもこの間、食品表示の近代化を進めるために、食品表示に関する現行の法律、即ち指令 2000/13/EC および栄養表示に関する法律、即ち理事会指令 90/496/EC（ヨーロッパ委員会指令 2003/120/EC および 2008/100/EC によって修正）を統合し、食品表示におけるいくつかの重要な要件を新たに組み入れ、また栄養表示を義務付ける、規則（EU）No 1169/2011 を採択した。2014年12月12日までは、食品表示に関する現行の法律、指令 2000/13/EC および栄養表示に関する法律、即ち理事会指令 90/496/EC（ヨーロッパ委員会指令 2003/120/EC および 2008/100/EC によって修正）が適用される。規則（EU）No 1169/2011（消費者に対する食品情報の提供に関する規則）は、2014年12月13日から適用される。現行の栄養表示に関する法律、即ち理事会指令 90/496/EC においては、「栄養表示を行っている食品は、この指令に規定されているルールに合致すべきである」とされている。

1.2 新規の法律、即ち規則（EU）No 1169/2011 の義務表示項目

規則（EU）No 1169/2011 は、食品表示に関する現行の法律、即ち指令 2000/13/EC および栄養表示に関する法律、即ち理事会指令 90/496/EC（ヨーロッパ委員会指令 2003/120/EC および 2008/100/EC によって修正）を単に統合するだけでなく、食品表示に係る様々な進展や消費者の新たなニーズを考慮したものとなっている。従って、義務表示項目は、以下のように強化されている。

指令 2000/13/EC、理事会指令 90/496/EC	規則（EU）No 1169/2011
義務的詳細事項 （指令 2000/13/EC の第 3 条） (1) 販売される製品の名称 (2) 原材料リスト (3) 特定原材料の量 (4) 正味量	義務的詳細事項（規則（EU）No 1169/2011 の第 5 章の第 9 条） (1) 食品の名称 (2) 原材料リスト (3) <u>アレルギーもしくは不耐性を誘発する特定の物質</u>

(5) date of minimum durability もしくは 'use by' date (6) 貯蔵条件または使用条件 (7) 製造者等の名称と住所 (8) 原産地の詳細事項（表示されない場合、消費者を誤解させる場合） (9) 使用に関する指示 (10) アルコール強度（1.2%を超えるアルコールを含む飲料に関して） 栄養表示（栄養表示を行っている食品に適用：理事会指令 90/496/EC）	(4) 特定の原材料の量 (5) 正味量 (6) date of minimum durability もしくは 'use by' date (7) 特別の貯蔵条件および/または使用条件 (8) 食品事業者の名称と住所 (9) 原産国もしくは原産地（表示されない場合、消費者を誤解させる場合） (10) 使用に関する指示 (11) アルコール強度（1.2%を超えるアルコールを含む飲料に関して） (12) <u>栄養表示</u>
---	--

下線の項目が新たに追加された

1.3 新規の法律、即ち規則（EU）No 1169/2011 の理解と適用に関連する文書

欧州委員会 (EC) 健康消費者保護総局 (DG SANCO) は、新規の法律、即ち規則（EU）No 1169/2011 を十分に理解し、そして正確に適用する上で、フードチェーンにおけるすべての重要な参加者（players、即ち消費者と食品事業者）並びに加盟国の主務官庁に役立てるための各種文書が作成されている。

- ・ 2013 年 1 月 31 日 消費者に対する食品情報の提供に関する (EU) No 1169/2011 規則の適用に関する Q&A
Questions and answers on the application of the (EU) No 1169/2011 on the provision of food information to consumers (31 January 2013)
- ・ EU 法の遵守に係るコントロールのための規制当局のためのガイダンス文書：
(2012 年 12 月) ラベル上の栄養成分表示の適用にかかわる公差の設定
GUIDANCE DOCUMENT FOR COMPETENT AUTHORITIES FOR THE CONTROL OF COMPLIANCE WITH EU LEGISLATION ON: Regulation (EU) No 1169/2011 …with regard to the setting of tolerances for nutrient values declared on a label (December 2012)
- ・ EU 法の遵守に係るコントロールのための規制当局のためのガイダンス文書：
(2012 年 12 月) ラベル上の食物繊維の適用にかかわる分析手法に関する
GUIDANCE DOCUMENT FOR COMPETENT AUTHORITIES FOR THE CONTROL OF COMPLIANCE WITH EU LEGISLATION ON: …Regulation (EU) No 1169/2011 …WITH REGARD TO METHODS OF ANALYSIS FOR DETERMINATION OF THE FIBRE CONTENT DECLARED ON A LABEL (December 2012)

2. コーデックス委員会の栄養表示に関するガイドライン

コーデックス委員会の採択した栄養表示に関するガイドライン（CAC/GL 2-1985）の、本ガイドラインの目的として以下のような記述がある。

栄養表示が、どのような仕方であっても、いかなる点においても不正確な、誤解させる、人を欺くような、もしくは無意味である製品を説明したり、もしくはいかなる点においても不正確な、誤解させる、人を欺くような、もしくは無意味である、その製品についての情報を表示することのないよう確保すること。

[To ensure that nutrition labelling does not describe a product or present information about it which is in any way false, misleading, deceptive or insignificant in any manner.]